

GXと独禁法に関する課題と対応

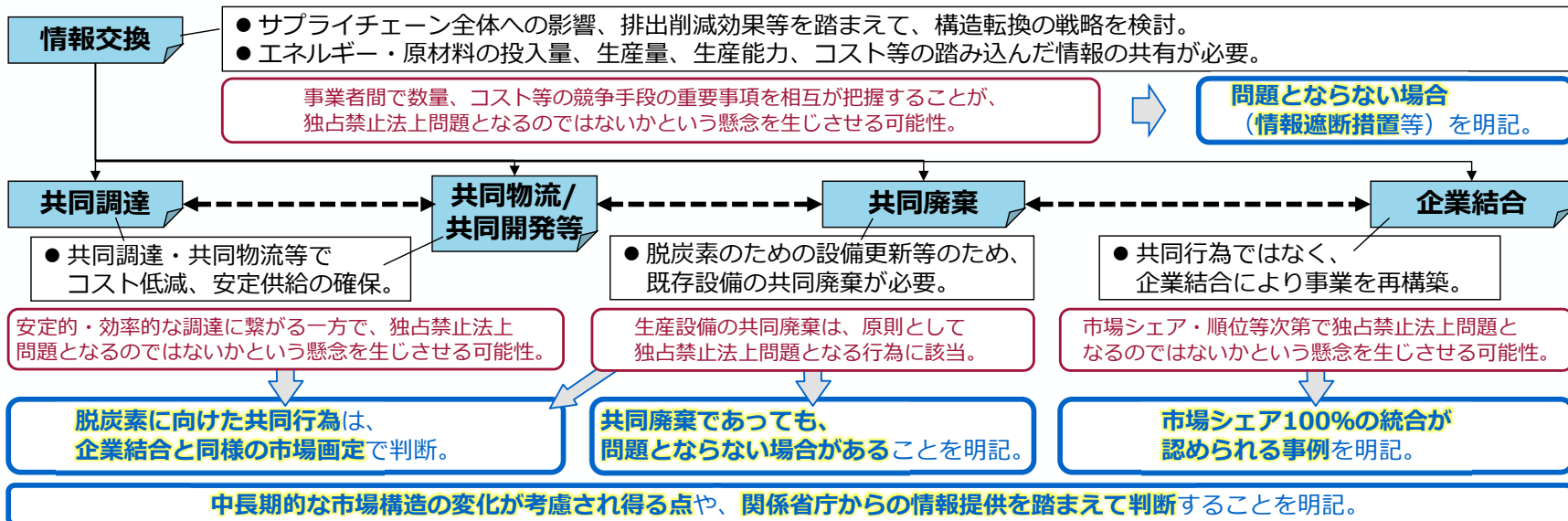
令和6年9月11日

競争環境整備室

独占禁止法の運用における予見可能性の向上

- 公正取引委員会は、具体的な相談事例や事業者・関係省庁等との意見交換を踏まえ、**予見可能性の向上**のため、2024年4月に**ガイドライン**（※）の改定版を公表。（※）「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」
- **市場の実態**や**脱炭素の効果**を踏まえた対応を採る**考え方の更なる明確化**や**想定例の追加**を実施。**関係省庁との連携**、**情報交換が問題とならない場合**、**共同廃棄が認められる場合**等について明確化。
- 引き続き企業の相談に**積極的に対応**。また、企業や関係省庁と対話しながら、**継続的にガイドラインを見直す**。

GXに向けた複数社連携の流れと取組を進めるに当たって懸念される障害・今回の改定の関係



【参考】複数社連携上の課題に関する記載（2023・2024年）

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和6年6月21日）

VI. GX・エネルギー・食料安全保障 （2）強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大

⑧事業者間連携の促進

GX実現に向けた事業者間連携の後押しのため、本年4月に改定された独占禁止法のガイドラインについて、事業者や関係省庁等で対話しながら、普及啓発や相談対応を通じて活用実績を積み上げるとともに、更なる見直しを継続的に進める。

経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和5年6月16日）

第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行（1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

・・・また、独占禁止法上の取扱い（注釈7）を含め、民の投資を引き出す上での様々な課題について、その解決に向けた取組を強力に進める。

（注釈7）GXを実行するための原材料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題に対応する（積極的な相談対応、法的に問題にならない行為の更なる明確化等の指針の充実等）。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日）

IV. GX・DX等への投資 2. GX・エネルギー安全保障（2）「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

④複数社連携における課題への対応

GXを実行するためには、複数社での連携が重要であることから、国際的な競争状況も踏まえ、設備の共同廃棄、原燃料等の共同調達やデータ共有等における独占禁止法に関する課題について、事業者等の取組を後押しする対応を検討する。

デフレ完全脱却のための総合経済対策 ～日本経済の新たなステージにむけて～（令和5年11月2日）

（別紙）第2章 経済再生に向けた具体的施策 第3節 成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

（3）GX・DXの推進及びAIの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

事業者によるGXの取組の環境を整備するため、・・・に取り組むとともに、独占禁止法の運用における予見可能性の向上等の課題に対応する。

周南コンビナートにおける脱炭素化に向けた共同行為（情報提供例）

周南コンビナートにおける検討の概要

- 周南コンビナート（出光興産、トクヤマ、東ソー、日本ゼオン、日鉄ステンレス）では、燃料転換、バイオマス原料、CCUS、資源循環等のカーボンニュートラル実現に向けた設備の共有、共同廃棄、設備の設置、共同調達等について、共同で検討中。
- 特に脱炭素の効果が大きい燃料転換については、既設インフラを活用したアンモニア輸入基地化および周南コンビナート各社へのアンモニア供給インフラ整備を検討中。
- 結果として検討のための情報交換はクリーンチームを組成せずにも実施しても問題ないと判断された。



情報提供の概要

以下も踏まえた判断を要請（※一部加工）

脱炭素効果

- 二酸化炭素排出量（約1400万トン）のうち、燃料の脱炭素化により約60～65%の削減、原料・製品の脱炭素化等により約30～35%の削減の達成が目指されている。
- 最も脱炭素効果が高い燃料の脱炭素化に関しては、現在使用している石炭について、2030年頃に各設備に応じてそれぞれ数十%程度をアンモニアに転換された場合には、二酸化炭素排出量は大幅に削減されることが見込まれる。

※ 取組の具体的内容は、今後、周南事業者の間で検討、精査、協議される予定。脱炭素の効果も当該取組の具体的内容に応じて異なることになる。

産業競争力維持・強化

- 国内2位のエチレン製造能力やアジア最大級の塩化ビニル生産能力。地域経済、雇用の重要拠点。
- GXという経済・社会全体の大変革の最中において、規制や制度の設計、市場の進展もこれからであり、費用回収の予見可能性に不確実性がある中で、大規模な投資を進め、産業競争力の維持・強化と排出削減の両方を実現することが求められ、産業構造転換を果たしていく必要がある。
- このためには、周南事業者による共同の取組及びその検討は、非常に重要。

【参考】産業構造の変化への対応を目的とした連携検討例

ダクタイル鉄管の製造合併会社設立に向けて基本合意

2023年8月7日
株式会社クボタ

株式会社クボタ（本社：大阪府浪速区、代表取締役社長：北尾裕一、以下「クボタ」と日本鋼管株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：石毛祝朗、以下「日本鋼管」は、水道管として日本国内で広く使われているダクタイル鉄管（道管）¹の製造合併会社（以下、新会社）の設立に向けた協議を今後進めていくことで合意しました。新会社は日本鋼管の製造部門²を母体（クボタがマジョリティー出資）とし、日本鋼管が販売する全てのダクタイル鉄管と、クボタが販売する小口径のダクタイル鉄管（完成品及び半完成品）のOEM生産を行います。今後、両社は2026年の生産開始を目指し、公正取引委員会などの関係諸官庁に都度相談しつつ新会社設立の準備を進めるとともに、カーボンニュートラルに向けた対応を含めた生産体制構築を進めてまいります。

*1. 原材料の鉄スクラップ等を溶かしして铸造する鉄製のパイプで耐久性・耐震性が高い。道管は道管型のもの。

*2. 久喜工場（埼玉県久喜市）のダクタイル鉄管（道管）の製造部門

プレスリリース

2022年11月9日 記事

日清オイログループ株式会社と株式会社J・オイルミルズ 搾油機能の全国統合、および西日本エリアにおける搾油合併会社設立に関する基本合意のお知らせ

日清オイログループ株式会社（以下「日清オイログループ」といいます）と株式会社J・オイルミルズ（以下「J・オイルミルズ」といいます）は、本日の取締役会決議を経て、搾油機能の全国統合、および西日本エリアにおける搾油合併会社設立に関して、基本合意に至りましたのでお知らせいたします。

記

1. 背景、および意義

世界では人口の増加とそれを上回る食料需要の増加が見込まれています。加えて、気候変動による農作物の供給リスクも高まるなか、食料供給の逼迫が懸念されています。

一方、日本国内においては、人口減少・少子高齢化に伴う食料需要の減少により、油脂と油粕の需要も長期的に低下することが予想されます。また、製油業においては、今後、建設後50年以上を経過した搾油設備の老朽化という大きな課題に直面することになります。

こうした環境が見送られるなか、日清オイログループおよびJ・オイルミルズ（以下「両社」といいます）は、将来にわたって日本の食を支えるという使命のもと、「油脂と油粕の安定的な供給」、「持続可能な国際競争力の強化」の実現と、「環境・社会課題の解決」を通して広く社会に貢献することを目的に、2021年5月より国内搾油機能の全国統合を見据えた搾油合併会社設立に関する検討を行ってまいりました。両社で検討を重ねた結果、本日、搾油機能の全国統合、および西日本エリアにおける搾油合併会社設立に関する基本合意に至りました。

両社は、今後50年以上先の環境変化を見据え、国内搾油業の国際競争力強化と安定供給を長期にわたって確保する共同運営体制の構築を目指すとともに、AIやIoTの活用によるスマートファクトリー化、脱炭素社会への取り組みなど、環境・社会課題への解決にも繋がる「次世代型搾油工場」の構築に向けた取り組みを推進してまいります。



2023年2月13日

住友化学株式会社
丸善石油化学株式会社
三井化学株式会社

京葉臨海コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた 3社連携の検討開始について

住友化学株式会社（以下、住友化学）、丸善石油化学株式会社（以下、丸善石油化学）、三井化学株式会社（以下、三井化学）は、このたび、千葉県京葉臨海コンビナート内において、カーボンニュートラルの実現に向けた検討を共同で進めるための覚書を締結しました。これにより、3社が連携して温室効果ガス（GHG）排出量削減を目指した原燃料転換などの取り組みについて検討を開始します。



2024年5月8日

旭化成株式会社
三井化学株式会社
三菱ケミカル株式会社

西日本におけるエチレン製造設備のカーボンニュートラル実現に向けた 3社連携の検討開始について

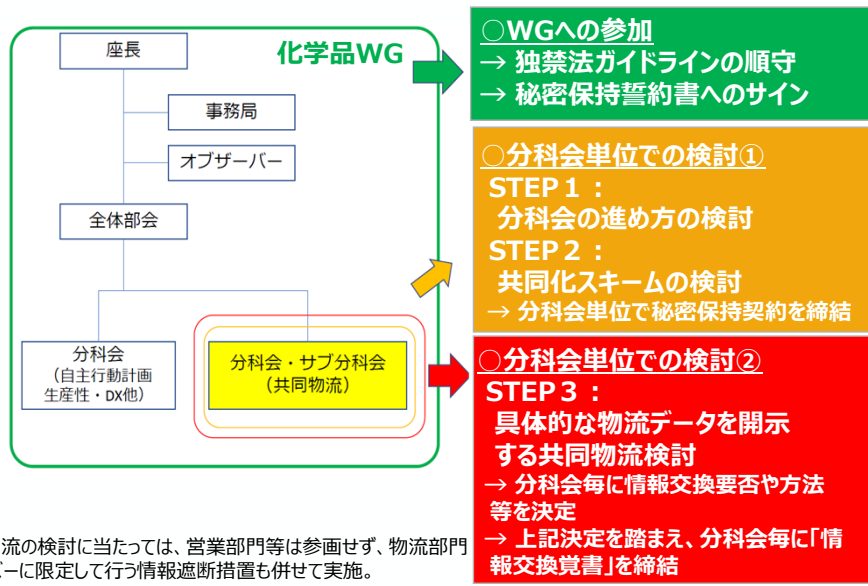
旭化成株式会社（以下、旭化成）、三井化学株式会社（以下、三井化学）、三菱ケミカル株式会社（以下、三菱ケミカル）は、このたび、西日本に各社が保有するエチレン製造設備について、カーボンニュートラルを推進し、脱炭素社会をリードするため、原燃料転換等の検討を共同で進めることといたしました。

【参考】共同物流に向けた取組事例（フィジカルインターネット実現会議化学品WG）

- 化学品業界の数十社が参画し、業界の物流効率化を推進している「フィジカルインターネット実現会議化学品WG」では、WGメンバーでの個品輸送の物流の共同化の可否・実行可能性の検討（※）に当たり、独占禁止法へ配慮しつつ、「発着地住所」、「荷姿」、「物流数量（月間数量）」等といった共同物流の検討に必要な情報について共有できるよ
うにするための体制を構築。

（※）具体的な共同物流の「実施」に当たっては、改めて独占禁止法上問題にならないかどうかを精査。

共同物流の実施検討体制



共同物流の実施検討の際の事業者間での情報共有の扱い (同WG「情報管理ガイドライン」より)

事業者間での共有を可能とする情報	事業者間での共有を不可とする情報の例 ※ 左記「共有可能な情報」に記載のない事項は開示不可
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発地住所 (番地) ➢ 発地名称 ➢ 着地住所 (市区町村) ➢ 着地名称 (顧客名以外) ➢ 製品形状・物性・積み合せ条件 ➢ 荷姿・パレットサイズ・パレタイズ有無 ➢ 物流数量 (月間数量・平均輸送ロット) ➢ 出荷頻度・リードタイム ➢ 輸送モード・輸送車両サイズ ➢ 運送会社 ➢ 納入条件・作業付帯条件 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 着地住所 (番地) ➢ 着地名称 (顧客名) ➢ 一般商品名・品目名 ➢ 物流数量 (1件別実績数量) ➢ 出荷日・納期 ➢ 料金単価

※ 共同物流の検討に当たっては、営業部門等は参画せず、物流部門のメンバーに限定して行なう情報遮断措置も併せて実施。

さいごに

ご相談がございましたら、お気軽に競争環境整備室までご連絡いただけますと幸いです。

(連絡先)

e-mail : bzl-kyoso@meti.go.jp

TEL : 03-3501-1550